平成　　年　　月　　日

「特別養護老人ホーム神田の里」重要事項説明書

当施設は介護保険法に基づく指定を受けています。
（寝屋川市指定 第 2790300178 号）

当施設は契約者に対して地域密着型介護福祉施設サービス(以下「サービス」という。)を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果要介護３以上と認定された方のうち、居宅において日常生活を営むことが困難な方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1．施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3．居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4．職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5．当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6．施設を退居していただく場合(契約の終了について)・・・・・・・・・・・11
7．残置物引取人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
8．苦情の受付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
9.非常災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
10.緊急時等の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
11.事故発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
12.重要事項説明書付属文書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

1.施設経営法人

(1)法人名　　　　社会福祉法人いわき会
(2)法人所在地　　大阪府寝屋川市高柳一丁目１番 15 号
(3)電話番号　　　072－828－0888
(4)代表者氏名　　理事長 南 桂子
(5)設立年月　　　平成 19 年 7 月 31 日

2.ご利用施設

(1)施設の概要	当施設は寝屋川市から指定を受けた特別養護老人ホーム(平成24年4月 1 日指定 2790300178、特別養護老人ホーム和の里を本体施設としたサテライト型の地域密着型介護老人福祉施設)で、寝屋川市民の方がご利用できます。
(2)施設の目的	施設に配置する従業員(以下「職員」という。)が、施設を利用される要介護状態の方(以下「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。
(3)施設の名称	特別養護老人ホーム神田の里
(4)施設の所在地	大阪府寝屋川市上神田一丁目 31 番 1 号
(5)電話番号	072－826－2800
(6)施設長(管理者)	氏名　竹本　憲司
(7)当施設の運営方針	①この施設は、サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭におき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うものとします。 ②この施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉サービスの提供に努めるものとします。 ③この施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福　祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 ④ご利用者様の健康管理に努めます。ご利用者様の健康管理の徹底・日常生活管理・事故防止・認知症進行予防、異常の早期発見・早期処置、病気感染への予防対策を実施いたします。
(8)開設年月	平成 24 年 4 月 1 日
(9)入居定員	29 人

3.居室の概要

(1)建物の概要

建物	構造	延床面積
	重量鉄骨4階建	1,276.04㎡
利用定員	29名	
建築面積	323.18㎡	

(2)居室等の概要

当施設では居室は全室個室になっております。

1階	事務室	1室	
	相談室	1室	
	地域交流室	1室	
	医務室	1室	
	特浴室	1室	機械浴設備
	調理室	1室	
	トイレ	3室	多機能トイレ1室
2階～4階(ユニット)	居室	29室(2階10室、3階10室、4階9室)	各居室に洗面台、タンス設置
	共同生活室	各階1室	キッチン、テレビ、手洗い
	トイレ	各階3室	車椅子対応可、手すりつき
	浴室	各階1室	一般浴

※以上は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備等です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

4.職員の配置状況

当施設では、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。　平成 27 年 4 月 1 日現在

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1.施設長(管理者)	1人	0人	職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行うものとします。(和の里施設長兼任)
2.嘱託医師		1人	施設内診療において、利用者の健康管理に対する措置及び療養上の指導等を行うものとします。
3.生活相談員	1人	0人	利用者又はその家族からの相談に対する対応及び必要な援助・指導等を行い、サービス上の連絡調整に従事するものとします。
4.看護職員	1人	0人	利用者の健康状態を把握し、配置医師等の指示により、利用者の健康維持のための必要な看護を行うものとします。
5.介護職員	17人	1人	利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に、充実した生活がおくれるよう、日常生活上の介護及び相談・援助を行うものとします。
6.機能訓練指導員(兼務)	1人		利用者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営むうえでの必要な機能の改善又は維持及び減退防止のための機能訓練を行うものとします。
7.介護支援専門員(兼務)	1人		利用者個々の心身の状況に応じ、地域密着型介護福祉施設サービス計画の作成を行い、実施状況の把握及び計画の見通し・変更を行うものとします。
8.管理栄養士	1人		利用者個々の身体の状況に合った栄養管理・衛生管理等を行うものとします。

〈主な職種の勤務体制〉

職　種	勤務時間(休憩時間を含む)
1. 管理者	日勤 9：00～18：00　1名
2. 生活相談員	日勤 9：00～18：00　1名
3. 看護職員	日勤 9：00～18：00　1名
4. 介護職員	早朝 7：00～16：00　1名(1ユニットあたり) 日中 9：30～18：30　1～3名(1ユニットあたり) 遅出13：00～22：00　1名(1ユニットあたり) 夜間22：00～ 8：00　1名(1ユニットあたり) その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定いたします。
5.機能訓練指導員(兼務)	日勤 9：00～18：00　1名
6.介護支援専門員(兼務)	日勤 9：00～18：00　1名
7.管理栄養士	日勤 9：00～18：00　1名

5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1)利用料金が介護保険から給付される場合 (2)利用料金の全額を契約者に負担いただく場合

があります。

(1)利用料金が介護保険から給付される場合(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、食事･居住費を除き利用料金の大部分(通常 9 割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

サービスの種類	サービスの内容
1. 食事	管理栄養士が立てた献立により、栄養と利用者の身体の状況に配慮した食事を提供します。(概ねの食事時間)朝食7:00～9:00、昼食11:30～13:30、夕食17:30～19:30
2. 入浴	週2回以上の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴も可能です。
3. 排泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
4. 機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
5. 離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、週1回行います。
6. 健康管理	利用者の健康管理に努めます。
7. レクリエーション等	適宜利用者のための施設内レクリエーション及び野外レクリエーションを行います。

8. 相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
9. 金銭等の管理	自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かりし管理いたします。お預かりの手続き等は当法人の預かり金管理規定に定められた通りに行います。
10. 行政手続き代行	行政機関への手続きが必要な場合は、ご利用者様や家族の状況によっては代行して行います。

〈サービス利用料金(1 日あたり)〉(契約書第 5 条参照)

利用料は、原則として厚生労働大臣が定める基準額の1割が自己負担となりますが、利用者負担額減免を受けられている場合は、減免額に応じた自己負担額となります。また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合がありますが、その場合は、厚生労働大臣が定める基準額の全額をお支払いいただくこととなります。利用料のお支払い後にサービス提供証明書と領収書を発行いたします。なお、サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

(1 日当たり)

1.契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,587 円	要介護度 2 7,283 円	要介護度 3 8,031 円	要介護度 4 8,727 円	要介護度 5 9,422 円
2.うち、介護保険から給付される金額	5,928 円	6,554 円	7,227 円	7,854 円	8,479 円
3.サービス利用に係る自己負担額(1－2)	659 円	729 円	804 円	873 円	943 円

その他の介護保険給付サービスに該当した場合は加算されます。

《指定地域密着型介護老人福祉施設利用加算料金》

<table>
<tr><th>加算項目</th><th>自己負担額</th><th colspan="2">加算及び算定の内容</th></tr>
<tr><td>サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</td><td>7円</td><td colspan="2">看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上の場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>日常生活継続支援加算(Ⅱ)</td><td>49円</td><td colspan="2">重度の要介護者や認知症の入居者が多く占める施設において介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>個別機能訓練加算</td><td>13円</td><td colspan="2">入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練をした場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>初期加算</td><td>32円</td><td colspan="2">入所後30日間に限り1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>退所前訪問相談援助加算</td><td>485円</td><td colspan="2">入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って居宅を訪問し、退所後のサービスについて相談援助の1回当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>退所後訪問相談援助加算</td><td>485円</td><td colspan="2">退所後30日以内に当該入居者の居宅を訪問し、相談援助を行った場合に、退所後1回を限度に算定する加算料金です。</td></tr>
<tr><td>退所時相談援助加算</td><td>422円</td><td colspan="2">退所時に市町村及び居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターに対して情報提供をした場合の1回当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>退所前連携加算</td><td>527円</td><td colspan="2">退所時に次の利用事業所に対して情報提供をした場合の1回当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>看護体制加算(Ⅰ)イ</td><td>13円</td><td colspan="2">常勤の看護師を1名以上配置している場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>看護体制加算(Ⅱ)イ</td><td>25円</td><td colspan="2">常勤の看護師を2名以上配置している場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ</td><td>49円</td><td colspan="2">夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>栄養マネジメント加算</td><td>15円</td><td colspan="2">入所者の栄養状態を適切に分析し、その状態に応じて多職種共同により、栄養ケア・マネジメントを行った場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理体制加算</td><td>32円</td><td colspan="2">歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合で入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合の1月当り加算料金です。</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理加算</td><td>116円</td><td colspan="2">歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合の1月当たりのにつき加算料金です。</td></tr>
<tr><td>療養食加算</td><td>19円</td><td colspan="2">食事提供が管理栄養士によって管理されており、適切な栄養量及び内容で提供されている場合の1日当りの加算料金です。※経口移行加算又は経口維持加算を受ける場合は算定しない。</td></tr>
<tr><td>若年性認知症入所者受入加算</td><td>127円</td><td colspan="2">施設基準を満たしたうえで若年性認知症入所者を受け入れた場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>経口維持加算(Ⅰ)</td><td>422円</td><td>著しい誤嚥が認められる利用者(造影撮影又は内視鏡検査による)</td><td rowspan="3">摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者において、医師の指示に基づき多職種共同で利用者毎に経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合の1月当りの加算料金です。(計画作成日の属する月から起算して6月以内の期間に限る)</td></tr>
<tr><td>経口維持加算(Ⅱ)</td><td>106円</td><td>誤嚥が認められる利用者</td></tr>
<tr><td>経口移行加算</td><td>30円</td><td>医師の指示の基づき経口移行計画を作成し栄養管理を行った場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>看取り介護加算(4日～30日)</td><td>152円</td><td colspan="2" rowspan="3">施設基準を満たしたうえで本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
<tr><td>看取り介護加算(前日及び前々日)</td><td>717円</td></tr>
<tr><td>看取り介護加算(死亡日)</td><td>1,350 円</td></tr>
<tr><td>認知症専門ケア加算(1)</td><td>4円</td><td colspan="2">施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の1日当りの加算料金です。</td></tr>
</table>

在宅復帰支援機能加算	11円	入所者の家族と連絡調整を行い入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に対し必要な情報の提供と居宅サービスの調整を行った場合の1日当りの加算料金です。
在宅・入所相互利用加算	43円	在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間(3月を限度)を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者(要介護3～5)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められると判断し、緊急に入所した場合(7日を限度)の1日当りの加算料金です。
専従の常勤医師を配置している場合	27円	専従の常勤医師を配置している場合
精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	6円	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合
障害者生活支援体制加算	28円	障害のある入所者の数が15名以上であり障害者生活支援員を常勤で1名以上配置した場合
小規模拠点集合型施設加算	53円	同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っている施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者についての1日当りの加算料金です。
介護職員処遇改善加算		該当するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費と加算により算定した単位数の1,000分の59が1月当りの加算料金です。

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆契約者が､6 日以内(月をまたぐ場合は最大 12 日以内)の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第 18 条、第 21 条参照)

1.サービス利用料金	2,592 円
2.うち、介護保険から給付される金額	2,332 円
3.自己負担額(1－2)	260 円

(2)利用料金の全額を契約者に負担いただく場合(契約書第 4 条、第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用　　1,543円／日

② 居住に要する費用　　ユニット型個室　　2,700円／日

※上記①及び②について、介護保険法施行規則第83条の6規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額とします。

利用者負担段階	食費	居住費
第1段階	300円	820円
第2段階	390円	820円
第3段階	650円	1,310円

※入院外泊時の居住費については、下記の通りご負担いただきます。

6日間	負担限度額
7日間以上	2,700円

ただし、入居者のベッドを短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に活用することに同意いただき利用した場合は、所定料金をご負担いただく必要はありません。

③ 日用品費(個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、個人の好みによるフェイスタオル、バスタオル等)　　実費

④ 家電使用料　　54円／日

⑤ クラブ活動費(クラブ活動に係る材料費)　実費

⑥ 日常生活管理費(貴重品の管理)　　2,058円／月(1月に満たない場合は日割り計算)

⑦ 理美容サービス　　カット1,543円／回　シェービング515円／回

⑧ その他の料金(コピー代〈白黒11円、カラー52円〉、通信費(はがき、切手、封筒等)、予防接種料等)　　実費

⑨ 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

※利用料金の変更について(契約書第6条参照)

事業所は、上記①から⑧に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

※日常生活管理費の詳細は、以下の通りです。
〇管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
〇お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
〇保管管理者：施設長
〇出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
〇保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。

※行事、クラブ活動の詳細は、以下の通りです。
〇契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金は材料費等の実費をいただきます。

【例】

①主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容
1月	お正月(行事食によるお祝いの会)
4月	お花見(施設外に出かけます)
8月	夏祭り
9月	敬老会(演奏会を中心に敬老のお祝いをします)
12月	餅つき会、クリスマス会

②クラブ活動

書道、カラオケ、手工芸等(材料費等の実費をいただきます。)

③上記以外に、各ユニットで四季折々の行事(節分、ひな祭り、端午の節句、七夕祭り、クリスマス等)やお誕生日会を開催する予定です。

(3)契約書第 19 条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1 日あたり)

契約者の要介護度 料金	要介護度 1 6,587 円	要介護度 2 7,283 円	要介護度 3 8,031 円	要介護度 4 8,727 円	要介護度 5 9,422 円

契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合　6,000 円

(4)利用料金のお支払い方法(契約書第 5 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月の 15 日にご請求しますので、請求月の 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.窓口での現金支払
イ.金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合(一部を除く)、信用組合(一部を除く)、ゆうちょ銀行

(5)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人和敬会寝屋川南病院
所在地	大阪府寝屋川市高柳一丁目 1 番 17 号
診療科	内科、小児科、消化器科、循環器科、放射線科、リハビリテーション科、アレルギー科
電　話	072-827-1001

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	高槻ファミリー歯科
所在地	大阪府高槻市大塚町 1 丁目 9 番 3 号カインズモール高槻店 1 階
診療科	歯科
電　話	072-662-0418

6.施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退居していただくことになります。(契約書第 13 条参照)

①契約者が死亡した場合 ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合及び要介護 1・2 に変更になり、特例入所の要件に該当すると認められない場合 ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合 ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥契約者から退居の申し出があった場合(詳細は(1)をご参照ください。) ⑦事業者から退去の申し出があった場合(詳細は(2)を参照ください。)

(1)契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、契約者は当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ②契約者が入院された場合 ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④事業者もしくはサービス従事者が契約書第8条に定める守秘義務に違反した場合 ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑥他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退居していただく場合(事業者からの契約解除)(契約書第16条参照)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、30 日間以上の予告期間をもって本契約を解除することができます。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ 契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第18条参照)

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内(複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の料金(8ページ参照)をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。なお、入院期間中であっても、所定の料金(8ページ参照)をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3)円滑な退居のための援助(契約書第 17 条参照)

契約者が当施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 ○居宅介護支援事業者の紹介 ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ 契約者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として退所前連携加算 527 円／日、退所前訪問相談援助加算 485 円／回、退所後訪問相談援助加算 485 円／回、退所時相談援助加算 422 円／日(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

7.残置物引取人(契約書第 20 条参照)

契約締結に当り、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品(残置物)を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただくことがあります。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8.苦情の受付について(契約書第 22 条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

［職名］　解決責任者:施設長　竹本　憲司

担当者：生活相談員　杉本　健一郎

○受付時間　毎週月曜日～金曜　9：00～18：00

また、苦情受付ボックス(意見箱)を各階エレベーター前に設置しています。

(連絡先)　大阪府寝屋川市上神田一丁目 31 番 1 号

特別養護老人ホーム神田の里

℡072-826-2800

苦情申出人が第三者委員への報告を希望する場合、匿名での苦情、及び文書による重大な指摘があった場合は、速やかに第三者委員に報告し必要な対応を行います。第三者委員に報告した場合は、必ず苦情申出人にご返答いたします。

第三者委員　松岡久治、山下節子

(直接連絡を希望される場合は法人本部にご連絡ください。℡072－828－0888)

(2)行政機関その他苦情受付機関

寝屋川市保健福祉部 高齢介護室	所 在 地　大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号 電話番号　072－838－0372 ﾌｧｯｸｽ番号　072－838－0102 受付時間　(月～金)9 時～17 時 30 分
大阪府国民健康保険 団体連合会	所 在 地　大阪府大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号中央大通 FN ビル 電話番号　06－6949－5418 ﾌｧｯｸｽ番号　06－6949－5417 受付時間　(月～金)9 時～17 時
大阪府福祉部高齢介護 室介護事業者課	所 在 地　大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目 1 番 22 号 電話番号　06-6944-7203 ﾌｧｯｸｽ番号　06-6944-6670 受付時間　(月～金)9 時～18 時

9.非常災害対策

非常時の対応は別途定める消防計画により対応します。

避難訓練及び防災設備点検は年 2 回以上実施いたします。避難訓練は夜間を想定した総合訓練と検証訓練を実施いたします。

防災設備

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	1 式	避難階段	2 カ所
自動火災報知機	1 式	誘導灯	1 式

※防火管理者:杉本健一郎

10.緊急時等の対応

施設は、現にサービスの提供を行っている時に契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医者又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11.事故発生時の対応

施設は、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

施設は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

12.緊急時の対応(心肺停止状態を含む)

施設は、契約者が心肺停止状態等になった場合、心臓マッサージ及び AED による除細動等必要な心肺蘇生法を行い 119 番通報により救急搬送を行います。

平成　　年　　月　　日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム神田の里

説明者　職名　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け確認しました。

契約者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

家族等　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

代理者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

12.重要事項説明書付属文書

1.施設の概要

(1)建物の構造　　　　　重量鉄骨造　地上４階

(2)建物の延べ床面積　1,276.04 ㎡

(3)施設の周辺環境　　　寝屋川市西方の静かな市街地に位置する。周辺には田園風景が残り昔懐かしい風情も残っている地域です。公園、小学校、幼稚園等も点在しています。京阪電車寝屋川市駅から徒歩約20分、京阪電車萱島駅から徒歩約15分、旧国道１号線仁和寺交差点・新宝町交差点・池田新町交差点・菅原神社前交差点よりいずれも約10分です。

2.職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員　契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の入居者に対して１名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員　契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
１名の生活指導員を配置しています。

看護職員　主に契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員　契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員　契約者に係る地域密着型介護福祉施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員、看護職員、介護職員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

医師　契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1週間に１度診察にまいります。

栄養士　給食の管理、入居者の栄養指導を行います。

3.契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「地域密着型介護福祉施設サービス計画(ケアプラン)」(以下「サービス計画」という。)に定めます。「サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)にサービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者はサービス計画の原案について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③サービス計画は、6か月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更します。

④サービス計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4.サービス提供における事業者の義務(契約書第7条、第8条参照)

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

②事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者から必要事項について聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

③事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

④事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを完結の日から2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

⑤事業者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限しません。

事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、契約者の後見人又は契約者の家族に対し、契約者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、前項の地域密着型介護福祉施設サービスの提供に

関する記録に次の事項を記載します。

一　契約者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

二　前項に基づく契約者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

三　前項に基づく契約者の後見人又は契約者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

⑥事業者は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の規定を遵守し、サービス従事者又は従業員による虐待が行われないようにします。

⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するうえで知り得た契約者又は家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

ただし、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供できるものとします。また、契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書で、契約者の同意を得ます。

事業者及びサービス従事者又は従業員は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

5.施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

入居に当り、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

テレビ、家電(冷蔵庫、掃除機、大型の家電を除く)、電気髭剃機、時計、洗面用具、書籍、文房具、小型家具一点(高さ 50cm 以内、幅 50cm 以内、奥行 90cm 以内)、ゴミ箱、雑貨類(大型のものを除く)、衣類

(2)面会

面会時間　9：00～18：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、食中毒防止のため生もの等の腐りやすい食品の持ち込みはご遠慮ください。

(3)外出・外泊(契約書第 21 条参照)

外出、外泊をされる場合は、3 日前までにお申し出下さい。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(2)に定める「食事の提供に要する費用」(第 1 段階 300 円、第 2 段階 390 円、第三段階 650 円、第 4 段階 1,543 円)は減免されます。

(5)施設・設備の使用上の注意(契約書第 9 条参照)

○契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○契約者は、施設、設備について、故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

○契約者は、施設内及び敷地内での営利行為、宗教等への勧誘、政治活動、秩序風俗を乱す行為は行わないものとします。

○契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(6)喫煙

敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6.損害賠償について(契約書第 10 条、第 11 条参照)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。契約書第 8 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1)契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(2)契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(3)契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(4)契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合